

## 平成28年度第3回県立社会福祉施設のあり方専門分科会議事録

- 日時 平成28年8月22日(月) 13:00～15:00
- 場所 県庁本庁舎2階「第二特別委員会室」
- 内容

(安藤企画主幹)

それでは定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、ただいまより、「平成28年度第3回県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を開会いたします。

私は、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の安藤靖雄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日御出席いただいております委員の皆様のお紹介につきましては、お配りしております専門分科会委員名簿を御覧いただくことにより、御紹介に代えさせていただきます。また、事務局につきましても、事務局名簿により御確認願ひます。

議事に入らせていただく前に、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿、資料1-1、資料1-2、前回の専門分科会の議事録でございます。また、追加資料を配布させていただいております。ばんだい荘の航空写真と平面図の資料でございますが、議題(2)のばんだい荘あおばの議論の際に使用いたします。また、第1回、第2回目の専門分科会の資料につきましても御持参いただきますよう、事前に御連絡しておりましたが、お持ちいただきましたでしょうか。それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、鈴木会長にお願いいたします。

(鈴木会長)

皆様にはお忙しい中、第3回目の専門分科会に御出席いただきありがとうございます。皆様の活発な御意見をいただきたいと存じます。

まず、定足数の確認をいたします。

本日は、分科会委員8名のうち、6名の委員が出席されております。

これは、福島県社会福祉審議会運営規程第5条に規定する「半数以上の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

次に、議事録署名人の指名でございますが、私から御指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。

それでは、菊地 洋子（きくち ようこ）委員、新田 さやか（にった さやか）委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。

まず、最初の議題であります、（１）県立社会福祉施設のあり方（意見具申）【たたき台】についてでございますが、事務局から説明をお願いします。

（星保健福祉総務課長）

保健福祉総務課の星でございます。

それでは、私の方から県立社会福祉施設のあり方（意見具申）たたき台について説明いたします。

初めに、資料１－１「県立社会福祉施設のあり方検討 第２回専門分科会を踏まえた論点整理」を御覧ください。この資料は、前回の専門分科会で「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」について御議論いただきました結果を整理したものです。

最初に（１）です。委員から、中ほどの囲みに記載がありますような御意見をいただきました。そもそもこの御意見は、（２）の教育・医療等との連携の部分を御審議いただく中で、委員から、連携というよりこのような視点が必要ではないかというお話をいただいたものです。

前段の「障がいがある方も地域で普通に暮らせる形が理想であること、また、施設入所者やその家族が最も幸せな形を選択できるような環境整備が必要である」の部分の趣旨は、基本的な方向性の（１）の考え方のベースになっている、あるいはその延長線上にある御意見であると思われまので、（１）に追記する形で反映させていただきました。

また、「施設を市街地に移転したり、他施設への転換を検討したりする必要がある」との御意見につきましては、改築の際に併せて検討すべきことを何らかの形で意見具申に盛り込むよう整理させていただきたいと考えております。

次に（２）です。下の囲みにも記載がありますように、委員から福祉と教育、医療等の連携が必要であるという御意見をいただきましたので、（２）のとおり当初案のとおり整理しております。

次に（３）ですが、こちらは、前回、修正等の意見はございませんでした。

続きまして、資料１－２の県立社会福祉施設のあり方（意見具申）【たたき台】を御覧ください。

前回までの御議論を踏まえまして、意見具申の前半の部分について、たたき台を作成いたしました。

１枚資料をお開き下さい。目次となります。項目につきましては、第１回の専門分科会におきまして、御了承いただいたとおりでございます。

次に、１頁を御覧ください。「はじめに」ですが、これは、社会福祉審議会において専門分科会を設置し、県立社会福祉施設の今後の方向性等について調査審議の上、意見具申を行うこととなった経緯等を記載したものです。

次に、２頁を御覧ください。２頁以降は、第１回及び第２回の専門分科会での議論を踏まえ整理したものになります。

２頁から４頁は、社会情勢の変化により新たな課題等が生じているという事実関係を説明し、５頁で見直しの必要性を整理しております。

次に、６頁から７頁です。これは、県立社会福祉施設の役割について、前回の見直しにおいて整理した方向性を継承しつつ、法改正や利用者の状況の変化等に伴う新たな課題にも対応していく必要があるということと、７頁の２１行目ですが、そのために「あり方検討に当たっての基本的な方向性」を明確にし、その方向性に沿って、課題に対応していくべきこと等を整理しております。

最後に、８頁です。ここでは、県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性について、整理しております。先ほどの資料１－１で御説明いたしました内容を含めて、囲みの①から③のとおり方向性をまとめております。

また、これまでの専門分科会におきましていただきました、２３行目にありますが、「県立施設の運営を民間に移行する際は、中山間地域の住民にしわ寄せがないように配慮すべきである」という御意見や、２８行目の「地域のニーズを踏まえ、要援護者に対する支援等、地域における役割を果たすべきである」

という御意見を盛り込んでおります。

以上が、意見具申の前半部分となる「あり方検討に当たっての基本的な方向性」までの部分を取りまとめたものになります。

この後に、前回から今回にかけて御議論いただいております「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」と「むすびのことば」を盛り込むこととしております。次回の分科会において、全体の意見具申（案）をお示しできればと考えております。

説明は以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

(新田委員)

細かいことで恐縮ですが、資料1-2の8頁の四角で囲まれている用語ですが、①と③は入所者という用語を使っていますが、②は利用者という用語を使用しています。これは意図的に使い分けているのでしょうか。

(星保健福祉総務課長)

統一した方がよろしいかと思しますので、統一させていただきます。

(鈴木会長)

それではそのようにお願いいたします。では、論点を確認させていただきます。

まず、資料1-1でございます。

あり方検討に当たっての基本的な方向性について(1)(2)(3)の論点が掲げられているわけですが、(1)につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、下線部の箇所になりますが、委員の御意見を反映する形で整理されております。前回、施設の移転等の御意見についてありましたが、資料に記載されているとおり、施設の移転等については、改築の際に併せて検討すべきことを何らかの形で意見具申に盛り込むよう整理するということがございます。(1)につきましては、このような形でよろしいかどうか、何か御意見等あればお願いいたします。

〔意見なし〕

では、この内容で意見具申（案）に反映することといたします。

続きまして、（２）でございますが、下の囲みのような御意見をいただいております。事務局案と趣旨を同じくする内容でございますので、このような形での整理でよろしいかどうか、何か御意見等あればお願いいたします。

〔意見なし〕

よろしければこの内容で意見具申（案）に反映することといたします。

では、（３）でございますが、今まで特段の御意見等ございませんでしたので、修正はありませんでした。このような形にいたしたいと思っております。

続きまして、資料１－２の「県立社会福祉施設のあり方（意見具申）のたたき台」についてです。事務局から説明がありましたように、冒頭の「はじめに」の中で見直しの経緯を記述し、その後、前回までの専門分科会の議論の結果と先ほど議論いただきました資料１－１の内容を反映させております。この資料１－２につきまして、御意見等ございますか。

〔意見なし〕

よろしいでしょうか。意見具申のたたき台について、委員の皆様から概ね御了解いただけたようですので、事務局では、次回、案として提示できるよう準備をお願いします。

それでは、次の議題に移ります。

（２）県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性についてでございます。前回の専門分科会では、女性のための相談支援センターからばんだい荘わかばまで議論していただきましたので、本日は残りの、障害者支援施設と太陽の国関連施設について、御議論いただきたいと思っております。

前回配付されました資料２の８頁を御覧ください。太陽の国ひばり寮についてです。まず、論点①として、「県内唯一の肢体不自由者更生施設のため、民間によるサービス提供体制が整うまでは、県立施設として運営するとともに入

所定員を縮小する」という前回見直しの方向性を継承してよいか、ということでございます。まず、事務局に伺いますが、民間によるサービス提供の状況は現在どのようになっているのでしょうか。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課長の三浦でございます。まず、論点①に記載されている表現でございますが、「県内唯一の肢体不自由者更生施設」となっておりますが、現在、障害者自立支援法改正により、表現としては、「障害者支援施設」となります。それから民間サービスの状況でございますが、自立訓練（機能訓練）と生活介護を併せた障がい者の入所施設というのは、現在でもひばり寮が県内唯一でございます。特に、機能訓練まで施設内で行っている入所施設は他にございません。機能訓練というのは、わかりやすく言えば、リハビリ訓練のことでございます。民間施設でもリハビリ訓練ができる施設はございますが、生活介護を併せた施設というのは県内唯一でございます。一方で、当施設には重度の障がい者が多く入所しておりまして、他の施設に移動せずに当場所で訓練できるということで、利用者の負担が軽くなっているのも言えるかと思えます。

説明は以上です。

(鈴木会長)

要するに、入所施設としては、機能訓練と生活介護の両方を行っているのは、現在もひばり寮以外にはないという状況は変わっていないけれども、機能訓練、生活介護といったサービス自体は、民間でも提供されているということですね。一方で、施設内で両方のサービスを提供できることによって、入所している重度障がい者の方にとっては、同じ施設の中でサービスを受けられるということで、負担が軽くなっているという側面もあるということです。これも踏まえて皆様から御意見を頂戴したいと思えます。

[意見なし]

特段御意見がないようですが、前段の「民間サービス提供体制が整うまでは、県立施設として運営する」というところにつきましては、皆様の方から御了承をいただけたということかと思えますけれども、入所定員の縮小についてはいかがでしょうか。

[意見なし]

事務局から補足説明ありますでしょうか。

(三浦障がい福祉課長)

入所定員の縮小につきましては、国の政策が地域移行を推奨するということが、また、施設の小規模化を目指しているということであるため、規模縮小というのが基本的な流れなのかと思います。また、規模を縮小することにより、手厚い介護ができるなど、併せてサービスの充実が図られるかと思います。

(鈴木会長)

では、皆様から御意見等ありますでしょうか。

〔意見なし〕

特になければ、論点①につきましては、事務局から説明があったように、現在は、機能訓練のできる民間施設も出てきており、必ずしも県立でなくてはいけないという状況ではないと思われれます。しかし、その一方で、施設利用者が高齢化したり、障がいが重度化している中、利用者サービスの質を維持するためには、引き続き県立として現在の機能を維持しながら運営していく必要性もあるかと思えます。したがって、地域移行を推進し、サービス向上を図るための段階的な規模縮小を進めながら、県立として運営していくべきか、社会福祉法人等に移譲等すべきなのか、検討していくといった方向でよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、事務局は、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

次に、論点②を御覧ください。入所者の高齢化や障がいの重度化により医療的ケアを要するケースが増えているようですが、こうした事例への対応が論点となっております。どのような対応が必要か、委員の皆様から御意見をお願いします。

〔意見なし〕

事務局から補足説明をお願いします。

(三浦障がい福祉課長)

現在の施設の状況ですが、看護師や精神保健福祉士を配置しております。これは、入所者の重度化、高齢化に対応するためこういった配置をしております。

また、喀痰吸引などのノウハウを取得するための研修を引き続き実施するなど、人材の養成に今後も努める必要がございます。これは、県が実施しているものと登録の研修機関が実施しているものがございます。障がい者の重度化、重複化に合わせまして医療機関との連携も必要かと考えております。

(鈴木会長)

今の説明を踏まえまして、皆様から御意見等ございましたらお願いいたします。

[意見なし]

なければ、事務局は、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

次に、論点③の地域生活移行の実現方法ですが、こちらも利用者の状況の変化に記載がありますように、重介護状態の入所者の増加に伴う課題であります。どのような対応が必要か、委員の皆様から御意見をお願いします。

[意見なし]

事務局から補足説明をお願いします。

(三浦障がい福祉課長)

希望する移行先、例えばグループホームや自宅といった希望する移行先の相談支援事業所との連携が必要かと思えます。また、自宅に移行する場合は、ホームヘルパーによる生活全般の援助、グループホーム等へ移行する場合は、体験宿泊の提供等、障害福祉サービス事業所等との連携も必要かと思えます。

(鈴木会長)

皆様から御意見等ありますでしょうか。

[意見なし]

なければ、事務局は今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。ひばり寮については、以上です。

次に、資料の9頁を御覧ください。太陽の国けやき荘です。ここで皆様に御提案ですが、資料の10頁のかしわ荘と11頁のかえで荘は、「施設の果たしてきた役割」から「状況の変化」、「論点」に至るまで、記載内容がほとんど同様です。このため、3施設につきまして、一括して御審議いただくこととしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。それでは、9頁のけやき荘から11頁のかえで荘まで一括して取り扱いたいと思います。

まず先に、論点②と③についてですが、「利用者の状況の変化」の部分の記載を見ても、先ほど御議論いただきましたひばり寮と違いが無いようですが、事務局に伺います。状況は3施設ともひばり寮と同様だということによろしいでしょうか。

(三浦障がい福祉課長)

はい。ひばり寮は身体障害者、けやき荘他の施設は知的障害者の入所施設という違いはありますが、基本的に課題への対応としてやるべき内容は同じです。

(鈴木会長)

そうしますと論点②と③につきまして、ひばり寮と同様に整理されるかと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

次に論点①を御覧ください。前回見直しにおける方向性は「大規模施設は段階的に規模を縮小し、処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割を担う施設として運営する」ということとさせていただきます。そこでまず事務局に伺いますが、後段の「処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割」を現在も果たしているのかどうか、事務局から補足説明をお願いします。

(三浦障がい福祉課長)

まず、処遇困難者の対応についてですが、全国的に障がい者の高齢化、重度化が進んでおり、民間の施設も同様に高齢化、重度化が進んでおります。このため、現在では、高齢化、重度化の状況は他の県内民間施設と変わらなくなってきた状況です。一方で、虐待や触法などの処遇困難者の受け入れもございます。また、民間施設職員の研修的な役割についてですが、県からの委託を受け、サービス管理者の研修を行っている程度でございます。

(鈴木会長)

全国的な傾向として、障がい者の高齢化、重度化が進んだことにより、現在では、県立と民間で入所者の高齢化、重度化の状況はあまり差がなくなってきた一方、県立ではある程度、虐待や触法などの処遇困難者の受け入れもあるという状況だということですね。これも踏まえて皆様から御意見を頂戴したいと思います。

(児島委員)

「大規模施設は段階的に規模を縮小し」というところは、本当にそう思います。国もそのような考えですし、地域に開かれた施設、地域の中で暮らしていくということを考えると、この部分についてはそのとおりだと思いますが、民間施設職員の研修的な役割を担う施設として運営するという方向性を継承して良いのかは疑問があります。民間の施設の方が、ものすごく勉強されていて、率先して研修的な役割を持っている民間の施設も県内にもあるような気がするのです、この部分はどうかかなと感じております。

(鈴木会長)

研修的な役割につきまして、民間でも進んだサービスがあるかと思いますが、この辺の現況については、事務局はどのように考えておりますでしょうか。

(三浦障がい福祉課長)

医療的ケアが必要な入所者が増えているということで、喀痰吸引の研修を県が実施主体として研修を行っていますが、民間の方でも喀痰吸引の研修は行われている状況です。例えば、会津であれば竹田病院、いわきの方であれば国立病院機構いわき病院といったところでも担っておりまして、現状でも県では喀痰吸引の研修を実施している程度でありまして、おっしゃるとおり民間の方が研修は進んでいるという現状はあるかと思えます。

(鈴木会長)

研修的な役割はそれほど強調しなくて良いということかと思うのですが、御意見等あればお願いいたします。

(常盤委員)

民間施設というのは、知的障がいの民間施設ということですか。

(三浦障がい福祉課長)

はい。知的障害者支援施設でございます。

(常盤委員)

民間の知的障害者支援施設はどのぐらいの数があるのでしょうか。

(三浦障がい福祉課長)

入所施設だけで44施設ございます。その他にも、通所や知的に限らない身体障害者支援施設もございます。

(常盤委員)

児島さん、民間施設の研修が進んでいるというのは、喀痰吸引の他にも研修はやっているのですか。

(児島委員)

進んでいるというのは、重度化とか重複者に対してどのようなケアをしているのかといった勉強会も含めてです。

(鈴木会長)

研修といいましてもいろいろな内容もございます。例えば、喀痰吸引については県立施設としてやっていくが、それ以外も含めて民間の中で研修的な役割を果たしてく例もあるのではないかというのが児島委員の御意見かと思いますが、そういう事情でよろしいでしょうか、事務局。

(三浦障がい福祉課長)

喀痰吸引についてのみ話をさせていただきましたが、それ以外の障がいのサービスの係る研修というものについては、今、手元にはないので、改めてどういった研修があって、それが民間あるいは県の方で担っていくか、ということにつきましても、少し時間をいただきましてお調べしたいと思います。

(鈴木会長)

では、民間施設職員の研修的な役割のところについては、民間の現状把握と県立施設としての果たしていくべき役割については、もう一度現状を確認することによってよろしいでしょうか。

(常盤委員)

いえ、文言としては私は残していいと思うんですよ。やはりこのような仕事は行政が旗振りしてくれないと進まない。介護保険もそうです。特養の喀痰吸引なんかも指導的な役割を果たしています。なので、これは残しておいてよろしいのではないかと私は思います。

(鈴木会長)

常盤委員としては、このまま残すという御意見ですか。

(常盤委員)

残してますますやっていただくということです。

(鈴木会長)

それ以外にも御意見ございますでしょうか。

(菊地委員)

触法のことなのですが、この施設に触法の方も入所しているという現状なのですが、触法の方って、訓練の施設ありましたよね。刑務所からそこに入ってそこで1年とか2年とか訓練してそれから地域生活に移行するという施設ありますよね。そのような流れの場合は良いのですが、御本人の地域に戻りたいという意向があれば、刑務所から地域の方に市町村を通して直で来てしまっている、そういうのを民間と言って良いのかわかりませんが、民間が受けとめて今やっている現状の中、受けている側としては、やっぱり一回どこかで訓練してから再度地域の中に入ってきてもらいたいという願いがあるので、もう少し訓練ができる場所を確保してほしいと思います。最近、御本人の意見を刑務所の方も重視しています。そうすると、各市町村とか社協さんとかの定着支援を通してやったりだとかで、県が全く知らないという現状もあるのではと思います。そういうことではなくて、情報を収集していただいて、情報提供していただければ受ける側としてもこういう方がいるとか、気持ちの整理もできるかと思います。相談事業所、地域とかになってしまうと地域全体がその人だけのために掻き乱されてしまったりとかもあります。情報提供ができるのは県だと思いま

すので、そのような仕組みを作っていたいただければと思います。

(鈴木会長)

今、県立施設としてけやき荘等で触法の方を受け入れているが、引き続きその役割は県立施設として役割を果たしていく必要があるという御意見でしょうか。

(菊地委員)

それだけでは足りないという前提ですよ。

(小川政策監)

今、個別の施設のあり方について議論していただいた中で、委員の方からは触法にあたる方の受け入れ先について、情報提供の仕方をもう少し考えて欲しいとのことでした。今回の社会福祉施設の見直しの中では、今まで触法の方とか養育困難の方を受け入れている実績があるわけですから、その役割はこの施設としてそのまま残しておいて、この議論とは別に障がい者の方とか触法の方とかの地域定着の社会福祉施策、障がい者福祉施策の中で、障がい福祉課の方で引き取らせていただいて検討させていただくということではいかがでしょうか。

(鈴木会長)

今、事務局から説明がありましたとおり、問題提起として引き取っていただくということでよろしいでしょうか。

(菊地委員)

はい。

(鈴木会長)

それでは、論点①についてまとめさせていただきます。全国的に民間施設でも入所者の高齢化、重度化が進んだことにより、県立と民間の差がなくなってきたという状況の中、必ずしも県立でなくてはいけないという状況ではないと思われま。しかし、その一方で、虐待や触法などの処遇困難者を受け入れているといった状況もあり、引き続き県立として運営していく必要性もあるかと思ひます。です。ので、地域移行を推進し、サービス向上を図るための段階的な規模縮小を進めながら、引き続き県立として運営していくべきか、社会福祉法人等に移譲等するべきなのか、検討していくといった方向でよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、事務局は、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

（新田委員）

戻って恐縮ですが、ひばり寮の利用者の状況の変化を踏まえた新たな課題の2つ目の○（マル）の重介護状態にある入所者が多くなり、地域移行が難しいということで入所期間が長期化している方がおられるという点に関連してですが、地域移行が難しい方で引き続き入所される方への居住環境の整備、生活の質の向上というところで、これから入所者の看取りというケースも増えていくかと思いますが、以前参考資料でいただいた中で、施設の計画的な建替えを検討する必要があるとされていましたが、引き続きここに住まわれる方への環境整備の点は論点というか、今後の検討の方向性としまして明示的にしておかなくて良いのかと気になっているのですが。

（鈴木会長）

事務局からありませんか。

（三浦障がい福祉課長）

施設の老朽化、狭隘化につきましては、以前、現状の問題点で示させていただいております。地域に移行できない方はいらっしゃいますので、生活環境の改善は必要かと考えております。

（鈴木会長）

では、そのような居住環境の整備などについては、引き続き議論を続けていくということよろしいでしょうか。その辺りにつきましては、案を整理する段階でお願いしたいと思います。新田委員よろしいでしょうか。

（新田委員）

はい。

（鈴木会長）

次に、資料の12頁を御覧ください。ばんだい荘あおばですが、論点①を御覧ください。先ほどの太陽の国と同様、「大規模施設は段階的に規模を縮小し、処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割を担う施設として運

営する」ということでございますが、事務局に伺います。太陽の国との相違点、あるいはばんだい荘の特徴などがあれば説明をお願いします。

(三浦障がい福祉課長)

まず、あおば荘の定員ですが60名になりますので、「大規模施設の段階的縮小」については議論の対象にはなりません。それから、障害児入所施設わかばから、障害者入所施設あおばへそのまま入所する方もおり、機能的に一体として運営しております。また、追加資料としてばんだい荘の航空写真と平面図を配布させていただきましたが、緑の部分が「わかば」、青の部分が「あおば」、赤の部分が「共用部分」であります。このとおりばんだい荘あおばは、わかばとの合築であります。このように「わかば」と「あおば」は、機能的にも物理的にも不可分で、一体的に運営しております。

また、処遇困難者への対応状況及び民間施設職員の研修状況については、太陽の国と同様でございます。

(鈴木会長)

事務局の説明によりますと、ばんだい荘あおばには、障害児入所施設わかばからそのまま入所する方もいるなど、機能的にも物理的にも一体であることから、「あおば」と「わかば」の方向性としては、基本的に同一にしたいということです。「あおば」と「わかば」の方向性について、一体で考えることとしてよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

それでは、「あおば」と「わかば」についての方向性は、同一とさせていただきます。

では、「あおば」についてですが、今ほどの事務局からの説明によれば、「大規模施設は」という部分を除いて、基本的に太陽の国けやき荘等と同様とのことでした。資料12頁の論点①の「大規模施設は」というのは前回の見直しにおける文言であります。また、「あおば」については、この「大規模施設は」の部分は対象になりませんが、前回は同じ文書の中でまとめたということでした。「あおば」の方向性ですが、「県立施設として運営していくべきか、社会福祉法人等に移譲等すべきなのか検討していく」という整理になるかと思えます。一方、「わかば」については、前回分科会で「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」と整理しております。どちらの表現も、

方向性自体大きく異なるものではありませんが、表現としまして「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」だけではなくて、ここは統一的に、「県立施設として運営していくべきか、社会福祉法人等に移譲等するべきなのか検討していく」という中で、「あおば」も「わかば」も整理するということがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、前回議論した「わかば」の方向性について「あおば」に合わせて修正することとします。論点①につきましては、そのような形にさせていただきます。

それでは、論点②、③に移ります。これについても初めに事務局から、ばんだい荘における特徴を説明してください。

(三浦障がい福祉課長)

太陽の国施設と変わりはありません。

(鈴木会長)

それでは、論点②、③については、先ほど議論した太陽の国と同様の方向性でよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

(鈴木会長)

それでは、事務局は、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

(鈴木会長)

13頁に移りたいと思います。ここから、太陽の国の関連施設になります。太陽の国病院ですけれども、状況の変化というところで、医師や医療関係者の確保に苦労している状況や入院の稼働率が下がっている現状があるようですが、論点の①は、引き続き病院が必要だろうかという点ですが、これについて皆様どうでしょうか。

事務局からそもそも病院の設置した背景や役割について、説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

太陽の国病院ですが、1,000名近い障がい者が生活されているということで、設置当時こういった障がい者に対しての医療提供と地域住民に向けた医療提供という側面も持って設置されています。当時は、そうした1,000名近い入所者の地域の医療機関で医療を提供することについて、聞くところによりますと医師会等との調整の中で、県で医療機関を設置してもらいたいという話がありました。

また、重度障がい者ということもあって、一般の医療機関での受診については、スタッフが対応に苦勞するという現状があり、表現として適切かどうかはありますが、敬遠される傾向にあるという状況があったと思います。未だ、1,000名近い入所者がいますので、何らかの機能が必要だと考えています。

(鈴木会長)

ということでございますが、皆様から御意見はございますか。

[意見なし]

(鈴木会長)

では、引き続き、病院は必要であるというような前提で、論点の②の議論をお願いしたいと思います。

あるべき診療体制、例えば医師をもっと確保すべきであるとか、病床数を見直すべきだとか、現状を踏まえてどうあるべきかということですが、皆様から御意見ありますでしょうか。

(常盤委員)

国が進めています地域包括ケアシステムが出来上がれば、在宅療養支援診療や在宅医療支援病院ができて、動き始めれば、医師の確保の不安が無くなるかと。完全に構築されるにはあと数年、2025年を目標に構築するところです。昨日も日本医師会で在宅医療の研修会も開かれておりましたが、まだまだ時間がかかります。当時は1,000名近くいらしたということですが、今は何名ですか。

(星保健福祉総務課長)

今も当時と同じ人数がいる状況です。

(常盤委員)

わかりました。今の体制のままでしょうがないと思います。医師の確保は難しいでしょうが、病院は自前でやっていくことが大前提ではないかと思います。看護師や薬剤師、放射線技師などのパラメディカルの確保も大変な状況だと思いますが。この前、病院を視察した際に、先生が一人で頑張っていた。何年かすると医師が余ってくると言われていますが。

(鈴木会長)

そうしますと、引き続き、医師の確保が必要であるということですね。

(常盤委員)

そうです。

(鈴木会長)

病床数の課題があるということですが、この辺りについて、現状を事務局から説明してください。

(星保健福祉総務課長)

第1回の分科会の資料4にも記載されておりますが、病床稼働率の関係ですが、平成27年度の1日平均の入院患者数は2.6人です。病床数は病院ということで21床となっておりますが、現状としては多くのベッドが空いている状況にあります。その背景としましては、院長先生が看取りという方向性を進めておりますので、そのような関係も影響しております。これに対しまして、配置看護師は19名配置しており、看護師については十分確保されております。そのような形で非効率的な運営になっている状況にあります。この辺りで病床数21が必要なのか、実態に合わせて病床数を削減することを検討すると、病院から診療所化の検討という形になりますが、診療報酬等の影響等を踏まえて検討していく必要があると考えております。

(鈴木会長)

体制については、何らかの見直しを検討していく必要があるということですが、皆様から御意見ございますでしょうか。

(常盤委員)

看護師は7:1でしょうか。

(星保健福祉総務課長)

10 : 1 が基本となっています。

(菊地委員)

1日平均の入院患者は2.6人ということですが、これで運営できるのでしょうか。

(常盤委員)

病院としては全く赤字だと思います。

(菊地委員)

それをどうやって補っているのですか。

(常盤委員)

補うことはできない。県の補助がなければできないですね。しょうがないと思います。誰かがみなければならぬ。

(高村委員)

これだけの人数がいて、高齢化等が進んでいることを考えると必要だと思います。

(菊地委員)

そうはいつでも。

(常盤委員)

一人でも先生がいることが大事だと思います。それだと県営でないと難しい。この状態ではたして民間が引き受けてくれるかという点も難しい。

(鈴木会長)

引き続き、県がやっていく必要があるという意見がありました。ただ、このような効率的な面で問題があるという現状があるので、そこは何らかの形で見直しをしていく必要があるということかと。

(常盤委員)

病院となれば、医師は3名確保する必要がある。有床診療所にすれば、医師は1名でも良い。看護師もこんなに必要かどうか。人件費が大分かかっている

と思います。ただ、後で看護師を探すというのは大変な状況。

(小川政策監)

委員の皆様からいろいろ御指摘いただいたとおりでございまして、病院については、県から指定管理料全体で補っていただいております。太陽の国病院で運営費がマイナスになっているところを全体としてカバーしています。これだけ大きな入所者を抱える施設ですので、何らかの医療機関が必要かと。当初は病院が必要でしたが、こういった状況になっていて、患者さんが1日2名となっている状況で、このまま病院機能が必要か、あるいは有床診療所という形にしていくかについては事務局として相当問題意識を持っておりますので、この見直しの中で検討していきたいと思います。

(鈴木会長)

ということですので、病院は引き続き必要ですが、現在の入院稼働等を踏まえて検討していく必要があるということですが、それでよろしいでしょうか。

(菊地委員)

病院はあの地域住民の方も利用してよいのですか。

(星保健福祉総務課長)

可能です。

(菊地委員)

これからのあり方については、外部の方に宣伝しながら使ってもらうような工夫が必要だと思います。

(鈴木会長)

そのようなところを含めまして、事務局の方で方向性を整理してください。

病院はこれで終わります、14頁を御覧ください。

太陽の国厚生センターです。これは前回分科会の会場として使った場所です。論点①ですが、状況の変化の部分にも記載がありますように、市街地にホテルが建設されことやそもそも入所者の家族が高齢化してきたことにより、泊まって訪問することが難しくなってきたということで、宿泊機能としての利用が減少しているようですが、宿泊機能や研修機能は必要かという点について、皆様から御意見をお願いします。

〔意見なし〕

事務局からありますか。

(星保健福祉総務課長)

施設の利用実態というところですが、施設については昭和54年建築ということで、大分老朽化が進んでおります。昨年、研修の利用者数については、1日平均1.7人、宿泊については、1日平均1.4人ということで、大分利用としては減少しています。ここ10年程度、研修・宿泊ともに、1日2～3人で推移しております。研修利用については、学生ボランティアや事業団職員の研修で主に使われています。宿泊については、施設入所者の家族ですとか、実習生の利用が主なものです。施設については、最初に申しましたとおり、建築年数が経過しているということで、今後、機能を維持していくということであれば、大規模修繕や改築が必要となりまして経費が嵩むこととなります。費用対効果を踏まえて、県として検討していく必要があると考えています。

(鈴木会長)

意見がございましたらお願いします。前回、我々も見せていただいたわけですが、あそこは研修や宿泊の部屋があり、避難所にもなっています。今の説明ですと当面は施設の機能を維持していくということですが、将来的に改築等の必要性が出てきた場合は、そこまでの投資が必要かどうかということですが。

(高村委員)

必要が無くなってきていると思います。維持費が大変だと思います。

(鈴木会長)

将来的に建替え等となった場合は、そこまでの必要性は薄いのではないかという方向性でしょうか。

他に御意見はございますか。

〔意見なし〕

それではここはそのような形で整理させていただきまして、論点②に県立施設として運営する場合に、利用を増やすためにどのようなことに取り組むべきか、ということでございます。存続していく間は県の公の施設ですので、利用を増やすためにどのようにすべきか、皆様の御意見をお願いします。

(菊地委員)

現状としてはいろいろな研修場所になっています。場所が場所です遠くなってしまうということもありますが、現状の形で使うしかないのかと思います。

(鈴木会長)

事務局の方で何かありますか。

(星保健福祉総務課長)

資料の新たな課題の2つ目の○(マル)にも書いてありますが、利用時間や料金については県の条例で決めており、指定管理者である社会福祉事業団は使用許可を出すだけとなっていて、収入も県になっております。したがって、これがどの程度効果があるかはわかりませんが、利用料金制度というものがあまして、一定の条件のもとで指定管理者が使用料や使用時間を柔軟に設定したりなどの取組み、収入も指定管理者の直接の収入になるというものがあります。それを導入すると、収入が増えれば増えるほど指定管理者の収入になっていきまして、利用が減っていきますと指定管理者の損失となります。そのような形でインセンティブ、経営努力を働かせるひとつになると考えております。

(菊地委員)

厚生センターも障がい者だけが使えるのですか。我々は障がい分野で関わっているのですが、研修等をやらせていただいておりますが、そのような使い方ができないのでしょうか。例えば、民間の方に貸して会議等で使っていただくということは可能ですか。

(星保健福祉総務課長)

可能です。

(菊地委員)

そうであれば、子ども広場など使って、そこを開放するなどの使い方であれば収入が入ってくるのではないのでしょうか。自分たちだけの囲いの部分ではなく、地域住民も使って良いということであれば、地域住民に使っていただける手法を考えていくことも大事だと思います。

(鈴木会長)

先ほど説明があったように、経営努力が発揮できるような利用料金制度などをやってみる価値はありそうですかね。

(菊地委員)

そうですね。あれだけの敷地があるので。我々も地域がどのような形か、子どもや老人がどの程度いるのかわかりませんが、あれだけの敷地があるのであれば、もう少し利用価値があるかと。もっとオープンにした考え方で太陽の国の使い方を検討していただきたい。

(星保健福祉総務課長)

地域に開かれたという面では、4月に桜祭りを西郷村と連携して、施設を開放しています。そのような取り組みも行っていきます。

(常盤委員)

条例を変えることはできるのですか。インセンティブを働かせる方法など。

(星保健福祉総務課長)

利用料金制を導入するというのであれば、条例を改正すれば可能です。指定管理者との調整も必要となりますが。

(常盤委員)

あれだけの施設であれば、1.5kmの道路だけでも売りになる。イベントなどにも対象を広げれば、お客さんを集められるのではないかと思います。

(鈴木会長)

では、それぞれ委員から御意見がありましたように、利用料金制というやり方を含め、インセンティブを働かせるようなことも考えていく必要があるということでしょうか。

厚生センターは以上でして、15頁を御覧ください。太陽の国勤労身体障がい者体育館でございます。これも同じような問題があるわけでございます。

論点の①ですが、状況の変化のところでございますが、入所者の利用が少なく、一般の方も利用しているのですが、ある程度固定化されているようですが、今後も体育館が必要かということですが、皆様どうでしょうか。

[意見なし]

事務局の方で補足ございますか。

(星保健福祉総務課長)

勤労身体障がい者体育館の利用状況について、補足させていただきますと、昨年は1日平均21.7人です。そのうち、太陽の国の入所者については、年間896人、1日平均3.1人で、地域住民については、年間4,596人で1日平均15.7人という状況になっておりまして、圧倒的に一般住民の方の利用が主になっております。一般の利用者もフットサルの団体に固定化している状況が続いています。そもそも勤労身体障がい者体育館については、働いている障がい者の健康増進やスポーツ振興を目的に設置されたということで、太陽の国の入所者のために作った体育館ではないという点が他の関連施設と異なる点です。利用については、有料になりますが、一般の方々にも開放しております。

(鈴木会長)

皆様から御意見がございますでしょうか。事務局からの説明ですと、利用としては一般の方が主になっていますが、利用者が固定されているとのこと。まとめとしましては、当面は施設の機能を維持しつつも、将来的な改築というような話になった時には、そのような大きな投資をする必要性は薄いのではないかとということかと思っております。よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

それでは、そのような形で整理したいと思います。

論点の②ですが、これは厚生センターと同じですが、県の施設として運営する上でということですが、問題としては経営努力でインセンティブが働くようにする必要があるということですが、皆さんの方から御意見はありますか。

(高村委員)

ここは冬場ものすごく雪が降るところだと思います。高齢化して動かなくなってきた障がい者もたくさんいると思いますが、運動施設は必要でしょうか。利用者が1~2人ということであれば、建替えはいらないと思います。今の施設は、廊下が広くとってありますから、車いすを使いますので、そこで十分遊戯や運動もできる。移動が大変なので、そう考えますと施設の中で運動する方が安全で良いと思います。

また、経営努力でやるのであれば、厚生センターとタイアップしてやるというのが良いと思います。体育館を使った研修もあるのではないかと思います。

(鈴木会長)

それでは、将来的に改築という話になれば、その必要性は薄いのではないか。ただ、現況では経営努力が働くような制度が必要だということでしょうか。

ここはそのような形にまとめたいと思います。

次は、16頁に移りますが、ここから太陽の国の管理部門の施設になります。

太陽の国の中央公園・管理センターとなりますが、これは論点のところにありますように、太陽の国の共通施設でありまして、各施設がどのような方向性になっていくのかという見直しに合わせて必要な機能を今後検討していくという方向性でよろしいかということですが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

次に、太陽の国の給食センター・洗濯センターでございます。この論点は、今までのようにセンター方式でやるのと、完全に委託するという方向を比較して、今後の方向性を検討していくということでしょうか。

〔異議なしの声〕

続けて、17頁です。太陽の国の終末処理場ですが、これは現在、県立施設の方では終末処理場は使用していないということですので、論点のところにもございますように、社会福祉事業団へ移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に廃止するということがよろしいでしょうか。これはこのような方向しかないと思いますが。

〔異議なしの声〕

さらに、その下の太陽の国エネルギーセンターです。各施設に単独ボイラーが設置されたため、エネルギーセンターは廃止されております。論点としましては、煙突、地下タンク、高架等の残っている施設を計画的に撤去するという方向性かどうかということですが、これはこのような形でよろしいでしょうか。

(菊地委員)

これを撤去するのは、事業団か県か。

(星保健福祉総務課長)

県です。

(鈴木会長)

ここも県の公の施設の附属部分です。

(星保健福祉総務課長)

残存施設をいつ撤去するかという問題です。

(鈴木会長)

使っていないのですから、いずれは撤去するという事で整理します。

次に、太陽の国の白樺寮でございますが、こちらは太陽の国の職員の方々の福利厚生施設でございます。論点としては、介護人材不足の中で福利厚生の充実が必要であるという一方で、近隣の民間アパートも充実してきたという現状もあります。ですので、今後も県立施設として白樺寮というものが要かということでございます。御意見はございますでしょうか。

(高村委員)

何人ぐらい利用しているのでしょうか。

(星保健福祉総務課長)

24世帯の部屋がありますが、8月1日現在、22世帯が入居しております。

(高村委員)

家賃はいくらですか。

(星保健福祉総務課長)

家賃は月9,470円、共益費が月5,000円です。

(高村委員)

それは安いですね。職員は喜んで入りますね。

(星保健福祉総務課長)

それほど新しい施設ではありません。昭和50年の寮ですので。

(鈴木会長)

ということであれば、現在、24部屋の内22世帯が入居しているということなので、当面は維持することにしましても、将来的に改築という話が出てきたときにはそれほど大きな投資をする必要が薄いということだと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの声]

それではそのような形で整理をお願いします。

では、事務局の方で今までの議論を踏まえて、今後の方向性について整理をお願いします。

各施設のこれからの方向性につきましては、これで一通り議論をすることができました。事務局には、前段のあり方検討の基本的な方向性の部分と併せまして、後段の各施設の方向性の部分についても委員の皆様の御意見を反映させる形で、意見具申全体の案としての形を次回、提示するように準備をお願いします。

それでは、予定された議事については、これで終了となります。

その他として、事務局から何かございますでしょうか。

(安藤企画主幹)

第4回目の専門分科会の日程につきまして、御連絡をさせていただきます。あらかじめ、委員の皆様から頂戴しておりました日程につきまして調整をさせていただきましたところ、次回は9月16日(金)午後2時から杉妻会館の方で開催させていただきたいと思えます。なお、出欠の御報告につきましては本日お配りさせていただきました出欠報告書によりまして、8月29日(月)までに御回答いただきますようお願いいたします。以上です。

(鈴木会長)

その他はありますか。なければ、本日予定しておりました議事についてはすべて終了いたしました。議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(安藤企画主幹)

これをもちまして、平成28年度第3回県立社会福祉施設のあり方専門分科会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

この記録の正確なることを認め署名する。

平成 28 年 9 月 16 日

議長 会長 鈴木千賀子

署名人 委員 菊地洋子

署名人 委員 新田マヤカ